

茨木市人流データ分析ツール導入業務に係るプロポーザル 実施要項（公募型）

1 趣旨

GPSを利用した位置情報を活用したツールを導入することにより、市内の特定の場所や施設等に来訪、滞在する人の流れ等を把握・分析し、各種施策の立案や見直しを行う。

人流データ分析ツール導入業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）の業務実績、専門性、技術力、対応力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市人流データ分析ツール導入業務

(2) 業務の目的

GPSを利用した位置情報を活用したツールを導入することによる企画立案業務における高度化を図る。

(3) 業務内容

「茨木市人流データ分析ツール導入業務仕様書」参照

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月末日まで

（人流データ分析ツールの使用期間を6か月とする）

3 当該業務の予算額等

金1,320,000円（税込）

提案額（見積額）が予算額を超過した場合は失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本実施要項の「11 候補者の決定」に基づき候補者となった者のみ、本市の物品等入札参加資格審査申請書類、その他必要書類を提出すること。
ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿にすでに登載されている者については、この限りではない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
- (5) 過去に、本業務と同種の業務（地方公共団体に対する人流データ分析ツールの導入に係る業務（再委託を受けた場合を含む））で履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに専用フォームを用いて提出すること。

提出期限：令和7年7月17日（木）まで

提出先：茨木市 企画財政部デジタル戦略課

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/2Qoq/1050076>

※ 専用フォーム以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和7年7月23日（水）

掲載場所：茨木市ホームページ（デジタル戦略課のページ）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/digital/menu/procurement/66933.html>

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア その他必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）

※ 契約書の写し等、履行実績を証明できる書類を併せて提出すること。契約書内

に履行した事業の仕様について記載がない場合は併せて仕様書の写しも提出すること。

- ② 業務実施体制調書（様式4号）
- ③ ISO27001（ISMS認証）又はプライバシーマークの写し

※取得済みの場合は、提出すること。

イ 提出先：茨木市企画財政部デジタル戦略課（茨木市役所南館7階）

ウ 提出期限：令和7年7月18日（金）まで

エ 提出方法：専用フォームを用いた方法による

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/2Qoq/1050076>

※ 専用フォーム以外の方法による提出は受け付けません。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により、令和7年7月23日（水）に参加希望者に通知するものとする。事務局は必要に応じて選定会議において審査を行うことができる。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、令和7年8月1日（金）までにデジタル戦略課へ専用フォーム（<https://logoform.jp/form/2Qoq/1050076>）を用いて提出すること。

※ 専用フォーム以外の方法による提出は受け付けません。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イの見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

イ 見積書及び内訳書（様式7号及び様式8号）

ウ 操作マニュアル

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和7年8月1日（金）まで

イ 提出先：茨木市役所 南館7階 企画財政部デジタル戦略課

ウ 提出方法：専用フォームを用いた方法による

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/2Qoq/1050076>

※ 専用フォーム以外の方法による提出は受け付けません。

エ 提出部数：正本1部、副本1部

※ 副本には企業名（社名ロゴ等）が特定できる内容を記載しないこと。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査等

提出された企画提案書等を下記10(1)～(4)で示す配点に基づいて審査する。

(2) 審査結果の通知

ア 結果通知

審査の結果は、令和7年8月13日（水）に当該審査を行った全者に対し、様式9号「プロポーザル審査結果通知書」により郵送で通知する。

結果に対する問合せ

イ 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 配点

- (1) 人員体制・・・・・・・・・・10点／125点
- (2) 実績・・・・・・・・・・15点／125点
- (3) 提案額・・・・・・・・・・25点／125点
- (4) 企画提案の内容・・・・・・75点／125点

11 候補者の決定

候補者は、「審査基準」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。

また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補

者を決定する。

- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。なお、参加希望者又は参加資格を満たす者が1者のみであった場合も同様の取り扱いとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

内容	日程	様式	備考
公告	令和7年7月7日(月)		
質問期限	令和7年7月17日(木)まで	様式1号「質疑書兼回答書」	提出方法:提出フォーム
質問に対する回答	令和7年7月23日(水)(随時)	様式1号「質疑書兼回答書」	回答方法:市HPに掲載
参加申込期間	令和7年7月7日(月)から 令和7年7月18日(金)まで	様式2号「参加申込書」 様式3号「業務実績調書」 様式4号「業務実施体制調書」	提出方法:提出フォーム

参加資格審査結果通知	令和7年7月23日（水）	様式5号「参加資格審査結果通知書」	
企画提案書提出期間	令和7年7月23日（水）から 令和7年8月1日（金）まで	企画提案書 様式7号「見積書」 様式8号「内訳書」 操作マニュアル	提出方法：提出フォーム
辞退届提出期間	令和7年7月7日（月）から 令和7年8月1日（金）まで	様式6号「プロポーザル参加辞退届」	提出方法：提出フォーム
審査	令和7年8月7日（木）（予定）		
審査結果通知	令和7年8月13日（水）（予定）	様式9号「プロポーザル審査結果通知書」	
契約締結	令和7年9月中（予定）		

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類（電子データを含む）は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (6) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）での参加は認めない。
- (7) 参加資格を認められた者が1者のみであった場合でも、審査を行うものとする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部デジタル戦略課

担当者：林、和泉

T E L：072-620-1607（直通）

E-mail：digitalsenryaku@city.ibaraki.lg.jp